

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

(公社) 日本鍼灸師会危機管理委員会

《 はじめに 》

令和元年 12 月に中国湖北省周辺で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、我が国では4月7日、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発令された。このような状況下で、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るために、以下の感染防止ガイドラインを作成した。

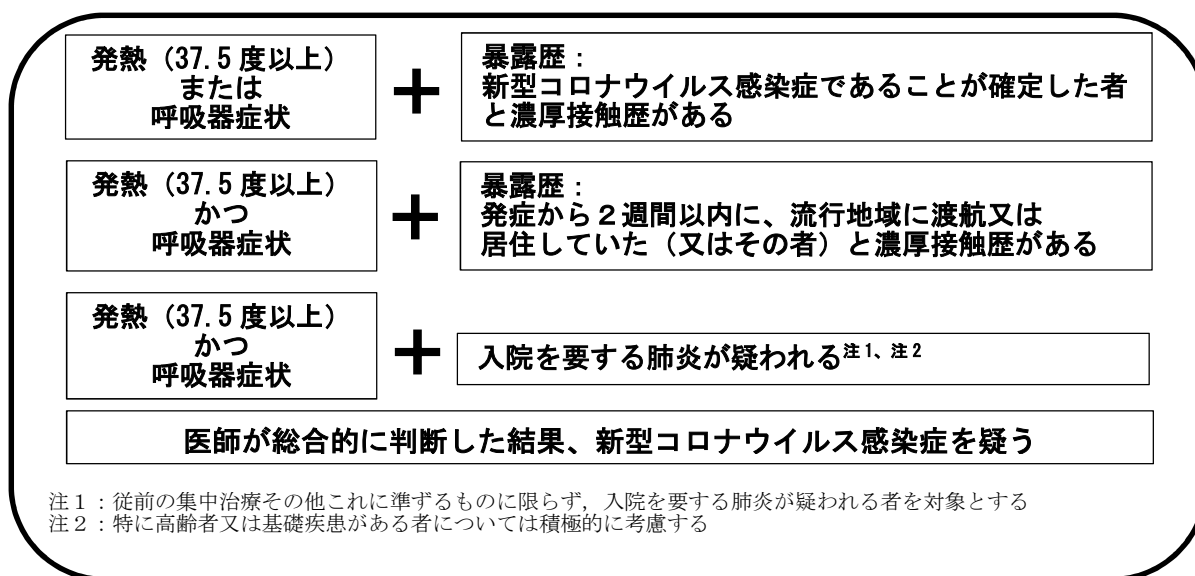
【院内施術の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。

《 待合室 》

- 鍼灸院入り口に、発熱や咳など感冒症状のある方は施術できない旨掲示し、入室を回避する。
- 必ず予診を行い、下記に該当する場合は施術を行わない。



◎ 解熱剤・総合感冒薬等を服用している場合もあるので留意する。

◎ 新患（日常生活パターンや行動範囲が把握できない患者）の受け入れには特に注意する。

- 予診・問診の際は必ずマスクを着用する。
- 室内で患者同士が十分な距離（1.8m以上）を取れるように調節する。（例えば予約制にし、来院時間を調節する等）すなわち複数の患者が同じ空間に一定時間居ることを回避する。
- 窓の開放や換気扇を使い、室内の換気を頻繁に行う。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましい。
- 一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行わないことが望ましい。
行う場合は、施術患者を交替するごとに、手洗いと手指のアルコール消毒を徹底する。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。（最低でも1時間毎）
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒（※）を行う。
※アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 施術前、施術後の手指洗浄・アルコール消毒を徹底する。

《 終業後 》

- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を行う。
- 待合室内のイス、テーブル、備品、ドアノブ、手すり等の清拭による消毒を行う。
- 治療室内のベッド・器具等の清拭による消毒を行う。
- リネン類・白衣等は毎日交換、洗濯する。

【往療の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。
- 事前に患者の健康状態・感冒症状の有無、同居家族の健康状態を把握しておく。
- 感冒症状がある患者や新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は訪問しない。
- 訪問前に必ず手指洗浄・アルコール消毒を行う。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましいが、無理はさせない。
- 同一建物など一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行う場合は、一施術につき、手洗いと手指のアルコール消毒で次の患者に対応する。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒を行う。
- 施術前、施術後の手指洗浄・アルコール消毒を徹底する。
- 玄関のドアノブを閉めた後、もう一度手指消毒をおこなう。

※現在、介護保険施設などでは、利用者家族の面会を中止しているところが多くあります。施設側から玄関で検温、体調の聞き取り、訪問時間、サインなどを求められることがありますので、素直に従うようにしてください。また、往療を断られる場合がありますが、施設利用者の命を守る行動に理解を示してください。